

国連環境計画

技術・産業・経済局

化学物質

世界銀行

国際復興開発銀行

国際開発協会

POPs/モントリオール議定書活動

ストックホルム条約における国内実施計画の 企画及び策定に関する指針

予備文書

2002年6月

IOMC 化学物質の適正管理のための国際機関間プログラム（UNEP、ILO、FAO、WHO、UNIDO、UNITAR、OECD 間における共同合意）

第3回 POPs 対策検討会資料（環境省）

注：

本文書において用いられている表記及び資料の提示方法は、いかなる国、領土、都市、区域又はその各当局機関又はその国境若しくは境界設定に関する国連事務局若しくは世界銀行の見解を何ら示すものではない。

本文書の情報は、化学物質の国内管理に関する知識の現状を示すものとして提示されているが、これは包括的あるいは網羅的なものと見なすべきではない。本文書の発行責任者は、本指針文書の利用の結果として生じる直接的、間接的なあらゆる損害の責任を負わないものとする。

（案）

化学物質の適正管理のための国際機関間プログラム（IOMC）は、1992年の環境と開発に関する国連会議における勧告に従い、化学物質の安全性の分野における協力関係の強化と調整活動の拡大を目的として、UNEP、ILO、FAO、WHO、UNIDO、OECD（参加機関）によって1995年に創設されたものである。1998年1月、UNITARは正式に参加機関としてIOMCに加わった。IOMCの目的は、人間の健康と環境に係る化学物質の適正な管理を実現するために参加機関が共同又は個々に手がける政策及び活動の調整作業を促進することにある。

DANCEDの資金供与に基づきCOWIが準備を行なったUNEP/世界銀行文書

前書

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の交渉期間中に、UNEP 化学物質は、残留性有機汚染物質（POPs）の管理を目的とした国内実施計画（NIP）の策定に向けて各国を支援するための、地球環境ファシリティ（GEF）の資金供与に基づくプロジェクトを開始した。同プロジェクトは、各国の POPs 管理能力を強化するとともに、各国がストックホルム条約に対するそれぞれの義務を果たす上で支援を与えることを目的としている。同プロジェクトは現在 12 ヶ国（バルバドス、ブルガリア、チリ、エクアドル、ギニア、レバノン、マレーシア、マリ、ミクロネシア連邦、パプアニューギニア、スロベニア、ザンビア）で実施されている。同プロジェクトの一環として、世界銀行と UNEP 化学物質部局は、NIP 策定のための包括的な技術指針を準備した。これらの指針は、GEF 評議会が 2001 年の同会合の場で採択した「国内実施計画を含む POPs 権能付与活動への資金供与を目的とした当初指針」に基づき、かつこれに完全に準拠することを意図している。

本指針文書の現在の案は、DANCED の資金援助を得て、世界銀行と UNEP との間の合意の下で策定されたものである。本文書は、可能な限りにおいて POPs に関する既存の国内及び国際的指針に基づくものである。本文書は、UNEP、UNITAR、UNDP、FAO、UNIDO、世界銀行、WWF、WCC、チリ、デンマーク、スウェーデン、スイス、ザンビアの代表で構成される国際パネルによる検討を経ている。検討会議及びその後の連絡編集作業を通じて提供された同検討グループからの継続的な助言は、指針文書の簡略化と様々なユーザーに合わせた内容調整に資するものであった。本文書の策定に当たっては、既存の指針文書及び草案策定段階における人的協力の両面において、国連訓練研究機関の助力を得た。

ストックホルム条約に関する疑問については、ストックホルム条約暫定事務局（<http://www.chem.unep.ch/sc/contact.htm>）に問い合わせ願いたい。

本文書のハードコピー及び電子化されたバージョンは、UNEP 化学物質部局に請求するかインターネットを通じて入手可能である（環境省注：アドレスは <http://www.chem.unep.ch/sc/documents/followup/>）。

UNEP 化学物質 課長

11-13,Chemin des Anémones

CH-1219 Châtelaine, Geneva, Switzerland

テレファクス：+41-22-797 34 60

インターネットアドレス：<http://www.chem.unep.ch/sc>

概要

NIP

国内実施計画（NIP）は、各国が残留性有機汚染物質（POPs）を削減又は廃絶するための政策、規制及び制度的措置並びに対応措置を策定し、実施するための計画枠組を定めた文書である。ストックホルム条約の締約国は、各国が同条約にける義務を履行するために実施しようとする措置の詳細を定めたこうした国内実施計画を準備し、記録することを求められている。

指針文書の目的

本文書は、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約第7条の要請に従い、国内実施計画（NIP）の作成に当たって各国を支援することを目的としている。国内レベルにおいて、本文書はNIPの実際の準備作業及びその監督に直接従事する人々が利用することを意図している。本文書は、NIPに盛り込むべき国内の基準となるデータ（ベースラインデータ）の収集及び計画案の策定に利用できる様式を提示している。したがって本文書は規範的なものとはなっておらず、更新と修正を予定した動的な計画のための手段と見なすべきものである。

枠組

本指針文書は、地球環境基金（GEF）の資金供与に基づく12ヶ国におけるNIP策定プロジェクトの枠組の下で策定されたものであり、これら12ヶ国に加え、NIPの策定作業を手がける他の国々¹においてもテストされる予定である。本指針文書案は、UNEP/GEFプロジェクトに参加する12ヶ国及びその他の国々がそれぞれの国内実施計画の策定に際して利用することになっている。こうした初期の期間において得られた経験と教訓は、本指針の改善に向けて利用されることになる。

¹ 2002年5月現在で、GEFはストックホルム条約のNIP策定を目的とした開発途上国及び移行経済国55ヶ国による提案を承認している。

構成

本文書は、様々なユーザーグループが NIP の策定に当たって適正な指針を得られるように支援するための3段階のレベルで構成されている（図1）。第1段階の指針であるパート A では、指針文書、NIP の考え方、範囲、内容に関する全般的な概要を示し、第2段階のパート B（環境省注：大部であるため配布は省略）では、NIP の準備のための国内レベルにおける組織化の過程とともに NIP の詳細な構成を示し、第3段階のパート C（環境省注：大部であるため配布は省略）は、個々の POPs 又は条約に関連した問題についての一連の技術的な指針を含むものである。こうした一連の指針は、実際の行動計画と戦略文書を準備するための組織編成、並びに同構成及び内容についての情報をユーザーに提供する。加えて、ストックホルム条約の義務について詳述し、採択を促すべき国際的に受け入れられた指針資料のリストと、NIP の策定に有用性を持ちうる他の参考資料を含む数多くの附属書が盛り込まれている。

図1

